議案第６３号

上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例

上越市農村地区多目的集会所条例（平成１６年上越市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

別表第１長崎地区多目的共同利用施設の項を削る。

別表第２長崎地区多目的共同利用施設の部を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の上越市農村地区多目的集会所条例第７条の規定により事業報告書を市長に提出しなければならないこととされている者については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。